

証券コード 7531
2021年3月10日

株 主 各 位

大阪市西区九条南三丁目1番20号
清和中央ホールディングス株式会社
代表取締役社長 阪 上 正 章

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）による議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後5時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号
御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第67期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令および定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表 なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大防止に鑑み、ご出席を検討されている株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調を充分にご確認のうえ、感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ◎ ご来場の際は、マスクの着用、アルコール消毒液による手指消毒および非接触型体温計による検温について、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ◎ 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りせざるを得ない場合がございますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。
- ◎ 今回は、ご来場の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp>) でお知らせいたします。

添付書類

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦に端を発した国際経済の停滞により国内景気の減速傾向が続いていた中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響し、景気が急速に悪化する事態となりました。政府による景気刺激策も実施され、一部で持ち直しの動きがみられたものの、同感染症の勢いは衰えず、総じて厳しい状況が続きました。一方、国際経済においても、同感染症の感染拡大に伴い、主要国で経済活動の抑制措置が図られる等、深刻な状況が続きました。

鉄鋼業界におきましては、上半期には製造業において急激な需要減少が生じ、下半期には輸出ウエイトが高い自動車や建設機械を中心に回復傾向が見られたものの、建築業界向け需要の低下が顕著となる等、年間を通して鉄鋼需要は低調な推移が続きました。一方、鉄鋼市況につきましては、軟調な価格水準が続いておりましたが、期末近くに原材料高騰によるメーカー値上げに伴って鉄鋼価格が急反転するという、極端な価格変化の年となりました。

このような経営環境下において当社グループは、仕入面においては在庫の適正化に注視し、販売面においては適切な販売量の確保と販売価格の設定に重点を置き、きめ細かく営業活動を展開してまいりましたが、低調な鉄鋼需要および販売価格の下落による利ザヤ縮小が響き、当連結会計年度の売上高は420億5百万円（前年同期比20.6%減）、営業利益は1億63百万円（前年同期比79.7%減）、経常利益は2億82百万円（前年同期比68.6%減）、法人税等を差引いた親会社株主に帰属する当期純利益は1億45百万円（前年同期比75.8%減）となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当連結会計年度事業実績に鑑みて、1株あたり普通配当15円としてお諮りさせていただきます。

(セグメント別業績)

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高 (百万円)	前期比増減率 (%)
西日本	22,123	△15.8
東日本	19,872	△25.4
その他	593	△16.0
計	42,589	△20.6
セグメント間の内部売上高又は振替高	△584	-
連結計算書類の売上高	42,005	△20.6

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第 64 期 (2017年12月期)	第 65 期 (2018年12月期)	第 66 期 (2019年12月期)	第 67 期 [当連結会計年度] (2020年12月期)
売上高(百万円)	45,404	52,179	52,910	42,005
経常利益(百万円)	1,431	1,336	899	282
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	928	832	598	145
1株当たり当期純利益(円)	237.09	212.52	152.94	37.07
総資産(百万円)	31,876	36,140	34,520	27,085
純資産(百万円)	13,323	13,768	14,202	14,079
1株当たり純資産額(円)	3,346.19	3,457.14	3,566.47	3,537.76

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第66期の期首から適用しており、第65期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
清和鋼業株式会社	300百万円	100.0%	鋼材販売事業
中央鋼材株式会社	100百万円	96.2%	鋼材販売事業・不動産賃貸事業
大宝鋼材株式会社	75百万円	※ 100.0%	鋼材販売事業
清和サービス株式会社	20百万円	※ 100.0%	鋼材荷役および保管管理事業

(注) 1. 中央鋼材㈱の出資比率は自己株式を控除して計算しております。
2. ※印は子会社の出資による比率であります。

② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
清和鋼業株式会社	大阪市西区九条南三丁目1番20号	4,239百万円	13,081百万円

(6) 対処すべき課題

わが国経済においては、新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大抑制と経済活動維持の困難な対応を強いられる状況が続いており、ワクチン接種による経済回復への期待感が高まってはいるものの、今後の見通しに関しては依然不確定要素も多く、雇用や個人消費、企業収益等、国内景気の一層の下振れリスクをはらんでおります。国際経済においては、中国で生産や設備投資を中心に緩やかな回復傾向となっておりますが、多くの国・地域では依然厳しい状況が続くと予想されます。

鉄鋼業界におきましては、中国向け輸出を中心とした製造業向け需要に回復傾向が続くと思われませんが、建築需要については、コロナ禍に伴う中小物件の延期・中止や設備投資の慎重姿勢もあり、当面厳しい状況が続くと予想されます。鉄鋼市況は、需要回復感のない中でメーカー値上げを如何に販売価格に転嫁するかが急務な状況となっております。

当社グループといたしましては、かかる環境に対応すべく以下のような施策を実行し、さらに収益重視の姿勢を堅持したうえで経営基盤を強化し、存在感ある企業を目指します。

①新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染拡大は、世界中の人々の生活様式や社会構造に大きな変化をもたらしており、今後も不透明な状況が続くことが見込まれます。当社グループにおいては、従業員の働く環境にも大きな変化が生じており、在宅勤務、時差出勤、リモート会議等を取り入れ、IT環境の整備やデジタル活用を推し進め、従業員の生産性や創造性を高めることに取り組んでまいります。

②コアビジネスの強化による顧客基盤の拡充

当社グループの中核ビジネスである在庫商品の販売については、今後のさらなる販売能力の強化・顧客基盤の拡大を図り、営業基盤の拡充を推進してまいります。特に、当社グループは、顧客（販売先）の数をさらに増加させることを課題として認識しております。この課題に対処するために、各営業拠点では、地域密着型の営業活動をより一層強化し、シェアが低い地域における顧客基盤の拡充に努めてまいります。

③新情報システム構築による業務の効率化

当社グループは、事業の成長戦略を推進するうえで環境の変化に強く、柔軟な対応が可能となる基幹システムの抜本的な再構築に取り組んでおります。情報システムの機能性を強化すると共に、当社グループの事業活動に必要な情報を迅速に把握し、業務効率の改善に努めてまいります。

④人材育成と人材確保

当社グループは、すべての事業活動の取り組みにおいて推進力となるのは人的資源が基盤であるとの考え方のもと、鋼材のエキスパートとして、市場環境や多様化するニーズに応じて顧客の立場に立って提案型営業のできる人材を育成し、また通年採用による多様性のある人材の確保を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、当社および子会社6社で構成され、鋼材の卸売を主な事業内容としており、当事業に関連する加工、請負工事、荷役業務、さらに不動産賃貸事業も行っております。

(8) 主要な営業所および倉庫・工場 (2020年12月31日現在)

- ① 当 社 大阪市西区九条南三丁目1番20号
- ② 子会社等
 - 清和鋼業株式会社 大阪市西区
 - 支 店 九州支店 (北九州市若松区)
 - 岡山支店 (岡山県都窪郡)
 - 営業所 和歌山店 (和歌山県岩出市)
 - 倉 庫 堺スチールセンター (堺市堺区)
 - 九州倉庫 (北九州市若松区)
 - 岡山倉庫 (岡山県都窪郡)
 - 和歌山倉庫 (和歌山県岩出市)
 - 中央鋼材株式会社 東京都中央区
 - 支 店 東北支店 (宮城県岩沼市)
 - 事業部 鉄構事業部 (茨城県古河市)
 - 倉庫・工場 浦安鉄鋼センター (千葉県浦安市)
 - 浦安H形鋼センター (千葉県浦安市)
 - 岩沼鉄鋼センター (宮城県岩沼市)
 - 古河工場 (茨城県古河市)
 - 第二工場 (栃木県小山市)
 - 第三工場 (栃木県栃木市)
 - 小山工場 (栃木県小山市)
 - 岩沼第一工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第二工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第三工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第四工場 (宮城県岩沼市)
 - 大宝鋼材株式会社 大阪市西区
 - 清和サービス株式会社 堺市堺区
 - サンワ鋼材株式会社 茨城県古河市
 - 北進鋼材株式会社 埼玉県八潮市

(9) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
231名	9名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託31名を除いております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	230百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	150百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,922,000株
- ③ 株主数 298名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ワ イ エ ム ビ ー	558,000	14.25
エ ス ケ ー 興 産 株 式 会 社	525,800	13.43
阪 上 正 章	484,680	12.38
大 和 製 罐 株 式 会 社	377,800	9.65
阪 上 恵 昭	320,000	8.17
東 洋 商 事 株 式 会 社	149,500	3.82
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	130,000	3.32
加 藤 匡 子	121,700	3.11
小 田 宏 雄	104,300	2.66
コ ン ド ー テ ッ ク 株 式 会 社	60,000	1.53
フ ル サ ト 工 業 株 式 会 社	60,000	1.53

(注) 持株比率は自己株式(6,309株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	阪 上 正 章	清和鋼業(株)代表取締役 中央鋼材(株)取締役会長 清和サービス(株)代表取締役 エスケー興産(株)代表取締役
専務取締役	阪 上 恵 昭	管理本部長 清和鋼業(株)専務取締役営業本部長
取締役	西 本 雅 昭	管理本部副本部長兼経営企画部長 兼経理部長 清和鋼業(株)取締役 中央鋼材(株)監査役
取締役	後 藤 信 三	中央鋼材(株)代表取締役 清和鋼業(株)取締役
取締役	草 野 征 夫	
常勤監査役	上 山 公	清和鋼業(株)監査役
監査役	岸 保 典	
監査役	小 西 弘 之	小西弘之税理士事務所 所長 田岡化学工業(株)社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役草野征夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役上山 公、岸 保典、小西弘之の3氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役草野征夫氏および監査役上山 公氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役小西弘之氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役草野征夫氏は、学校法人芦屋学園理事を兼職していましたが、2020年5月31日付で退任しております。

- ② 事業年度中に退任した取締役および監査役
 該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および各社外監査役との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	4名 (1名)	71,000千円 (5,220千円)
監査役 (うち社外監査役分)	3名 (3名)	10,600千円 (10,600千円)
合計 (うち社外役員分)	7名 (4名)	81,600千円 (15,820千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度中の人員は、取締役5名、監査役3名であります。うち取締役1名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11,100千円（取締役4名分8,000千円、監査役3名分3,100千円）が含まれております。
4. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,300千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役草野征夫氏は、学校法人芦屋学園理事を兼職しておりましたが、2020年5月31日付で退任しております。なお、当社と学校法人芦屋学園との間には、特別な関係はありません。
 - ・監査役上山 公氏は、清和鋼業株式会社の監査役であります。清和鋼業株式会社は当社の100%出資子会社であります。
 - ・監査役小西弘之氏は、小西弘之税理士事務所の所長および田岡化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と小西弘之税理士事務所および田岡化学工業株式会社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	草 野 征 夫	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しており、金融機関を中心に培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
監 査 役	上 山 公	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席、また監査役会8回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	岸 保 典	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席、また監査役会8回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	小 西 弘 之	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席、また監査役会8回の全てに出席しており、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る報酬等の額	48,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	66,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 会計監査人の報酬等について当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると認め同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「情報システム構築に係るコンサルティング業務」に対し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の体制および方針

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人は、社会の構成員として、「社員倫理規程」に基づき、社会規範・倫理観をもって行動し、法令を遵守するとともに経営の効率性を高めて、会社の永遠の発展に貢献する。

取締役は、忠実に業務を執行し、「内部通報規程」の設置等コンプライアンス体制の整備・強化に努める。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、法令および「文書管理規程」等により適切に作成・保存し、情報漏洩を防止する。
- ・個人情報および個人データに関しては、「個人情報保護規程」の遵守を徹底する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ全体的なリスク管理の精度を上げるため、当社グループの取締役および事業子会社取締役・執行役員等で構成される「リスク管理委員会」を設置し「リスク管理規程」に基づき、適切な対応を適時検討する。
- ・当社グループ各部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行う。
- ・当社グループ各部門の長は、想定されるリスクを洗い直し、対応策の検討や教育を行うための管理体制を整備する。
- ・不測の事態発生の場合は、代表取締役社長の指揮下、迅速に損害を抑制する横断的な体制を整える。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定のスピードアップを図るとともに、法令に定められた事項や当社グループの経営に関する重要事項については、慎重に意思決定を行う。
- ・当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、担当部門ごとの業績目標を明確化し、責任を明らかにする。

- ホ. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議し、経営成績、財務状況等については定期的に当社取締役会に報告を行う。
 - ・子会社は、当社との連携・情報の共有化を行いながら、規模、事業の特性等を踏まえて、当社と連携し、内部統制システムを整備することを基本とする。
 - ・子会社の管理状況および業務執行状況に対し、内部監査室長は当社グループの監査役と連携し、定期的に監査を行う。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、必要に応じて監査役スタッフを設置する。監査役スタッフを設置した場合は、その指揮・命令等は監査役の下にあり、独立性を確保する。
- ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したときは、監査役または内部監査室長に報告する。また、当該報告に関して不利な取扱いを禁止するとともに、内部通報窓口を設け、その旨を周知する。
 - ・内部監査室長は、監査役と協議のうえ、定期的または不定期的に内部監査した部門のリスク管理体制について報告する。
- チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、会計監査人、内部監査室長等と緊密な連携および情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高める。
 - ・監査役は、必要に応じて代表取締役社長と意見を交換する。
 - ・監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用するための費用の支出等当該職務の執行について生ずる費用を求める場合、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- リ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
- ・当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から接触を受けた場合、不当要求は一切受けず、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨む。

- ・当社は、企業防衛を目的とした外部団体に所属し、反社会的勢力に関する防衛指導を受けるとともに情報交換および情報の共有化を図る。また、対応統括部署は総務部とし、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、必要に応じて関連部署と協議のうえ対応する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ．内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、特に当社の内部監査室が中心となってモニタリングし、必要が認められた場合には適時改善を進めております。

ロ．コンプライアンス

上記①の方針に基づいた運用を行っていることに加え、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも整備し、連携を図ることでグループ全体のコンプライアンス向上に努めております。

ハ．リスク管理

当社およびグループ各社は、定期的にリスク管理委員会を開催し、想定されるリスクに関して適切な対応を適時検討しております。

ニ．内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満は切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	17,759,201	流動負債	11,563,717
現金及び預金	1,342,213	支払手形及び買掛金	9,982,664
受取手形及び売掛金	11,331,339	短期借入金	680,000
商 品	3,428,839	未払法人税等	79,982
前 渡 金	1,278,071	前 受 金	256,753
そ の 他	418,860	賞 与 引 当 金	23,050
貸倒引当金	△40,123	役員賞与引当金	18,000
固定資産	9,326,717	そ の 他	523,267
有形固定資産	7,355,218	固定負債	1,443,147
建物及び構築物	1,405,206	繰延税金負債	861,964
機械装置及び運搬具	774,878	退職給付に係る負債	187,276
土 地	5,148,631	役員退職慰労引当金	266,350
そ の 他	26,501	そ の 他	127,555
無形固定資産	106,049	負債合計	13,006,865
ソフトウェア	25,799	(純資産の部)	
そ の 他	80,249	株 主 資 本	13,343,094
投資その他の資産	1,865,449	資 本 金	735,800
投資有価証券	1,052,901	資 本 剰 余 金	601,840
繰延税金資産	1,859	利 益 剰 余 金	12,031,566
そ の 他	810,779	自 己 株 式	△26,112
貸倒引当金	△90	その他の包括利益累計額	509,689
		その他有価証券評価差額金	509,689
		非支配株主持分	226,270
資産合計	27,085,919	純資産合計	14,079,054
		負債及び純資産合計	27,085,919

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		42,005,385
売 上 原 価		38,048,027
売 上 総 利 益		3,957,358
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,794,190
営 業 利 益		163,167
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,592	
仕 入 割 引	41,095	
助 成 金 収 入	45,304	
そ の 他	27,040	151,032
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,473	
そ の 他	25,159	31,632
経 常 利 益		282,567
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	28,246	
固 定 資 産 除 却 損	6,864	35,111
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		247,456
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	173,018	
法 人 税 等 還 付 税 額	△42,459	
法 人 税 等 調 整 額	△23,639	106,919
当 期 純 利 益		140,536
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		4,620
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		145,157

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	735,800	601,840	12,023,458	△26,112	13,334,986
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△137,049		△137,049
親会社株主に帰属する当期純利益			145,157		145,157
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	8,107	-	8,107
当 期 末 残 高	735,800	601,840	12,031,566	△26,112	13,343,094

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	630,208	630,208	236,834	14,202,028
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△137,049
親会社株主に帰属する当期純利益				145,157
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△120,518	△120,518	△10,563	△131,082
当 期 変 動 額 合 計	△120,518	△120,518	△10,563	△122,974
当 期 末 残 高	509,689	509,689	226,270	14,079,054

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,384,106	流動負債	2,165,214
現金及び預金	46,196	短期借入金	2,080,000
短期貸付金	2,250,000	未払金	33,381
その他	87,910	未払費用	9,916
固定資産	10,697,267	未払法人税等	11,501
有形固定資産	782,885	預り金	17,333
建物	94,110	賞与引当金	4,100
構築物	84	その他	8,980
機械及び装置	0	固定負債	655,688
工具、器具及び備品	7,862	繰延税金負債	383,160
土地	680,828	退職給付引当金	32,924
無形固定資産	93,571	役員退職慰労引当金	222,170
ソフトウェア	16,731	その他	17,433
ソフトウェア仮勘定	76,840	負債合計	2,820,903
投資その他の資産	9,820,810	(純資産の部)	
関係会社株式	9,792,186	株主資本	10,260,471
その他	28,623	資本金	735,800
		資本剰余金	601,840
		資本準備金	601,840
		利益剰余金	8,948,943
		利益準備金	52,762
		その他利益剰余金	8,896,181
		固定資産圧縮積立金	67,692
		別途積立金	5,550,000
		繰越利益剰余金	3,278,488
		自己株式	△26,112
		純資産合計	10,260,471
資産合計	13,081,374	負債及び純資産合計	13,081,374

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
営 業 収 益		593,106
営 業 費 用		347,032
営 業 利 益		246,073
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,973	
助 成 金 収 入	11,123	
そ の 他	270	24,368
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,597	
そ の 他	1,632	10,230
経 常 利 益		260,211
税 引 前 当 期 純 利 益		260,211
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39,000	
法 人 税 等 調 整 額	1,111	40,111
当 期 純 利 益		220,100

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										純資産合計	
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	資 本 金		資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計				
	資 本 金 準 備	資 本 金			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	735,800	601,840	601,840	52,762	67,692	5,550,000	3,195,437	8,865,892	△26,112	10,177,420	10,177,420	
当期変動額												
剰余金の配当							△137,049	△137,049		△137,049	△137,049	
当期純利益							220,100	220,100		220,100	220,100	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	83,051	83,051	-	83,051	83,051	
当期末残高	735,800	601,840	601,840	52,762	67,692	5,550,000	3,278,488	8,948,943	△26,112	10,260,471	10,260,471	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北口 信吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清和中央ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しくしているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

清和中央ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 上山 公 (印)

監査役 岸 保典 (印)

監査役 小西 弘之 (印)

(注) 監査役上山 公、岸 保典及び小西弘之は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、安定的な配当を継続することを基本としつつ、業績、経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額58,735,365円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<small>さか</small> <small>がみ</small> <small>まさ</small> <small>あき</small> 阪 上 正 章 (1950年1月14日生)	1974年4月 清和鋼業㈱(現 当社) 入社 1988年2月 当社専務取締役営業本部長 1989年4月 当社代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 清和鋼業㈱代表取締役 中央鋼材㈱取締役会長 清和サービス㈱代表取締役 エスケー興産㈱代表取締役	484,680株
	[取締役候補者とした理由] 阪上正章氏は、永年にわたり当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、そのリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。		
2	<small>さか</small> <small>がみ</small> <small>よし</small> <small>あき</small> 阪 上 恵 昭 (1951年10月1日生)	1977年4月 清和鋼業㈱(現 当社) 入社 1989年2月 当社取締役営業第1部長 1993年1月 当社取締役営業本部長 1993年3月 当社常務取締役営業本部長 2008年7月 当社常務取締役管理本部長 2019年4月 当社専務取締役管理本部長(現任) [重要な兼職の状況] 清和鋼業㈱専務取締役営業本部長	320,000株
	[取締役候補者とした理由] 阪上恵昭氏は、当社の管理本部長および当社グループである清和鋼業株式会社の営業本部長としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社事業内容に精通するとともに、会社経営および営業部門の豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	後藤 信三 <small>ごとう しんぞう</small> (1950年5月16日生)	1973年4月 三菱商事(株) 入社 2000年4月 同社 鋼板事業部長 2002年6月 同社 長崎支店長 2005年10月 (株)メタルワン 入社 2007年1月 同社 名古屋支社長 2010年3月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 中央鋼材(株)代表取締役 清和鋼業(株)取締役	200株
[取締役候補者とした理由] 後藤信三氏は、三菱商事株式会社、株式会社メタルワンで鉄鋼事業の要職を経験し、現在は当社グループの中央鋼材株式会社で代表取締役としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社事業内容に精通するとともに、会社経営の豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
4	※ 伊吹 哲男 <small>いぶき てつお</small> (1956年9月4日生)	1979年3月 清和鋼業(株) (現 当社) 入社 2003年11月 当社執行役員営業第1部長 2009年1月 清和鋼業(株)執行役員営業第2部長 2009年3月 同社取締役営業第2部長 (現任) 2015年2月 大宝鋼材(株)代表取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 清和鋼業(株)取締役営業第2部長 大宝鋼材(株)代表取締役	3,200株
[取締役候補者とした理由] 伊吹哲男氏は、当社グループである清和鋼業株式会社の取締役営業第2部長および大宝鋼材株式会社の代表取締役としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社事業内容に精通するとともに、会社経営および営業部門の豊富な経験を有していることから、当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	草野征夫 (1944年1月1日生)	1966年4月 日本銀行 入行 1988年10月 同行 考査局考査役 1996年3月 ㈱福徳銀行 専務取締役 2003年3月 アメリカンファミリー生命保険会社(現アフラック生命保険㈱) 特別顧問 2005年6月 一般社団法人大阪銀行協会 専務理事 2005年6月 カメイ㈱ 社外監査役 2010年6月 兵庫県信用農業協同組合連合会 員外監事 2017年5月 学校法人芦屋学園 理事 2019年3月 当社取締役(現任)	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>草野征夫氏は、金融機関を中心に経営者として豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有し、さらには十分な独立性を備えており、引き続き経営監督機能の強化に繋がる人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の取締役候補者であります。
3. 草野征夫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。
4. 当社は草野征夫氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。
5. 草野征夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終了の時をもって2年であります。
6. 当社は優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年4月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役候補者の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合には引き続き被保険者となります。また、新任の候補者についても、選任された場合には被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。
- ③被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
保険契約においては、②に関わらず、被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由が定められております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって監査役岸 保典、小西弘之の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	岸 保典 (1951年9月23日生)	1975年4月 日商岩井(株) (現 双日(株)) 入社 2003年4月 (株)メタルワン 入社 2010年8月 (株)メタルワン鉄鋼製品販売 執行役員 2011年10月 (株)テザックワイヤロープ 経営企画部 担当部長 2015年11月 当社監査役 (現任)	900株
[社外監査役候補者とした理由] 鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視や適切な助言等を引き続き当社の監査体制に活かすことを期待し、社外監査役候補者となりました。			
2	小西 弘之 (1953年2月21日生)	1976年4月 大阪国税局 入局 2006年7月 阿倍野税務署長 2007年7月 大阪国税局調査第一部調査総括課長 2009年7月 東淀川税務署長 2011年7月 大阪国税局調査第二部次長 2012年7月 下京税務署長 2013年8月 小西弘之税理士事務所開設 2017年6月 田岡化学工業(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2018年3月 当社監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 小西弘之税理士事務所 所長 田岡化学工業(株)社外取締役 (監査等委員)	0株
[社外監査役候補者とした理由] 長年にわたり税務に関わる職務を通じて培った豊富な経験と見識を有しており、その専門的見地を引き続き当社の監査体制に活かすことを期待し、社外監査役候補者となりました。なお、同氏はこれまで会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は岸保典氏および小西弘之氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。
4. 岸保典氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年4ヶ月であります。
5. 小西弘之氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。
6. 当社は優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年4月更新の予定であります。本議案でお諮りする監査役候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合には引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。

③被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置

保険契約においては、②に関わらず、被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由が定められております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます西本雅昭氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

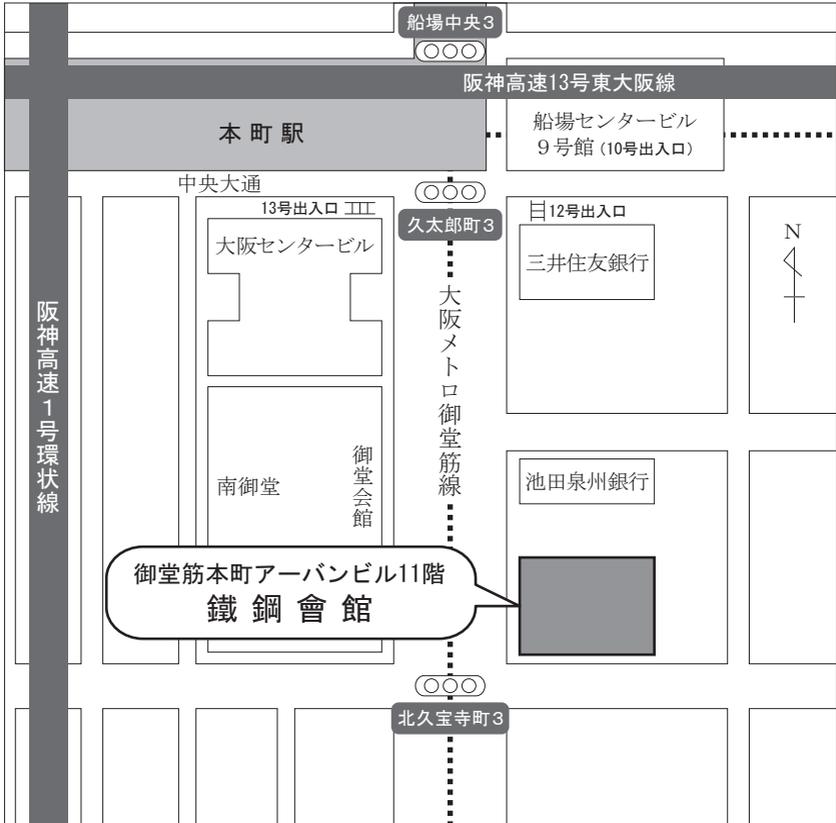
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
にしもと まさあき 西 本 雅 昭	2009年3月 当社取締役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区北久宝寺町三丁目 5 番12号 御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号会議室 電話 (06) 6227-8221



大阪メトロ御堂筋線・中央線・四つ橋線 本町駅 (10・12・13号出入口) 徒歩約3～7分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。